

千歳市手話言語条例の概要

目的 (第1条)

手話に対する理解の促進・手話の普及に関して、以下の事項を定め、《市民がお互いに支え合い、安心して共に生きることのできる地域社会》を実現することを目的としています。

基本理念 (第2条)

《手話が言語であること》を前提に《ろう者とろう者以外の人々が意思疎通を円滑に行えるよう、お互いを尊重し合うこと》を基本として、手話に対する理解促進・普及が行われなければならないことを定めています。

市の責務 (第3条)

市は《手話に対する理解を広げるための施策》、《手話を使用しやすい環境づくりのための施策》を総合的かつ計画的に推進します。

市民の役割 (第4条)

市民は、手話に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するよう努めるものとします。

事業者の役割 (第5条)

事業者は、手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるほか、ろう者が働きやすい環境づくりのため、手話による意思疎通に配慮するよう努めるものとします。

施策の推進 (第6条)

市は、次の施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

- (1) 手話に対する理解の促進と普及を図るための施策
 - (2) 手話による意思疎通と情報の取得がしやすい環境づくりのための施策
 - (3) 手話通訳者の確保と養成をはじめとする手話による意思疎通支援のための施策
 - (4) 前3号のほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 市がこれらの施策を推進するにあたっては、ろう者や関係者の意見を聴き、尊重するよう努めるものとします。

親指、人差し指と小指を立てる写真のサインは、“I love you”を意味しています。

長 い歳月を経て、手話言語の認識に対する機運は世界的に高まります。平成18年の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定められました。《手話は言語である》というところが国際的に認められたのです。日本においても、23

年に改正された「障害者基本法」に《言語(手話を含む)》と記され、初めて法的に認知されました。さらに現在では、手話に対する理解を広げるとともに、聴覚に障がいのある方が地域社会で不便や不安を感じずに手話を使うことができる環境の整備を進めるため、全国の自治体で、《手話言語に関する条例を制定する動き》が急速に広まっています(4月13日現在で178件/日本ろうあ連盟調べ)。

そして千歳市においても、3月8日付けで手話言語条例が制定されました。

師は生徒に対し、手話を使用しないように指導していたといわれます。手話を使用できず、不自由を強いられた生徒の思いは計り知れません。

さらに現在では、手話に対する理解を広げるとともに、聴覚に障がいのある方が地域社会で不便や不安を感じずに手話を使うことができる環境の整備を進めるため、全国の自治体で、《手話言語に関する条例を制定する動き》が急速に広まっています(4月13日現在で178件/日本ろうあ連盟調べ)。

音 声を使ってコミュニケーションをとるのと同じように、聴覚に障がいのある方にとって、手話は欠かすことのできない《言語》といえます。

「千歳市手話言語条例」では、《言語はお互いの気持ちを理解し合い知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせないものです。(中略)手話もまた欠くことのできない言語》と定めています。市は、手話が言語であるという認識のもと、手話の理解と広がりをもって、地域で支え合い、安心して共に生きることができるよう目指します。

安心して手話を使えるまちへ

特集

千歳市手話言語条例が制定されました

国の口話教育推進の背景で、手話は、当時《手まね》と呼ばれ、ろう学校の教育に取り入れられることなく、教

う学校の生徒が日本語を学ぶためには、口話がより効果的という考えのもと、昭和8年に、当時の文部大臣が《口話教育を推進する訓話》を発表しています。

聴覚に障がいのある方のコミュニケーション手段の1つに、口の形を読み取って内容を理解する《口話》という手法があります。ろう学校の生徒が日本語を学ぶためには、口話がより効果的という考えのもと、昭和8年に、当時の文部大臣が《口話教育を推進する訓話》を発表しています。

現在、ろう学校の多くは手話教育を取り入れている状況にあります。かつて《ろう学校で手話の使用が認められていなかった時代がある》ということは、あまり知られていません。

聴覚に障がいのある方のコミュニケーション手段の1つに、口の形を読み取って内容を理解する《口話》という手法があります。ろう学校の生徒が日本語を学ぶためには、口話がより効果的という考えのもと、昭和8年に、当時の文部大臣が《口話教育を推進する訓話》を発表しています。

現在、ろう学校の多くは手話教育を取り入れている状況にあります。かつて《ろう学校で手話の使用が認められていなかった時代がある》ということは、あまり知られていません。

聴 覚に障がいのある方は、《どうやって手話を学ぼうか》と悩む方もいます。皆さんはどう答えますか。おそらくほとんどの方は、「ろう学校(聴覚に障がいのある子どもを対象とした学校)で学ぼう」と答えるのではないのでしょうか。

現在、ろう学校の多くは手話教育を取り入れている状況にあります。かつて《ろう学校で手話の使用が認められていなかった時代がある》ということは、あまり知られていません。



今年3月8日に、「千歳市手話言語条例」が制定されました。《手話言語》という言葉は、聞き慣れない方も多いかもしれませんが、現在、全国の自治体で制定が進んでいる。《手話は言語である》という理念に基づいた条例です。使える・使えないは別として、《手話》は、多くの方が知る・知るべきコミュニケーション手段の1つですが、かつて、ろう学校では、手話の使用が認められていなかった時代があることを存じですか。今月の特集では、手話の歴史をひもときながら、手話を使う方の思いなどを通じて、条例の必要性やあらましなどを紹介します。

手話の歴史
手話＝言語ということ